ルバベグロンに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・ 情報の募集結果について

- 1. 実施期間 令和3年8月18日~令和3年9月16日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状況 2通
- 4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※

【意見1】

海外に比べると規制が緩い日本なのに、 なぜこれ以上薬剤を増や必要があるのか、 きちんと説明していただきたいです。日本 の政府は、国民を守る気持ちはあるのでし ようか?

【意見2】

添加物、抗菌剤、抗生物質まみれの畜産動物に、さらに温室効果ガスのアンモニア排泄を抑制する*添加物入りの飼料を使っているのは納得できませんが、この成分のような日本では使用が認められていない物質の残留は一切認めるべきではありません。

*アンモニア排泄を仮に抑制できたとしても、肉牛のために5倍の穀物、水などを浪費していることからすると、畜産自体の『資源の浪費』は解消されません。

食品安全委員会の回答

- ・本件は、厚生労働大臣からルバベグロン の残留基準値の設定に係る評価要請がな されたのを受け、食品安全委員会におい て食品健康影響評価を行ったものです。
- ・食品安全委員会では、国民の健康の保護 が最も重要であるという基本的認識の 下、科学的知見に基づき客観的かつ中立 公正に、食品を介した動物用医薬品の摂 取による人の健康への影響について評価 を行っています。
- ・食品安全委員会は、許容一日摂取量に基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えています。
- ・薬剤の規制や使用及び動物用医薬品の残留基準に関するご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省及び厚生労働省に情報提供いたします。

※頂いたものをそのまま掲載しています。